

定 款

昭和 55 年 7 月 29 日制定認可
昭和 56 年 7 月 7 日変更認可
昭和 59 年 5 月 18 日変更認可
昭和 62 年 6 月 16 日変更認可
平成 12 年 6 月 30 日変更認可
平成 14 年 3 月 26 日変更認可
平成 14 年 7 月 12 日変更認可
平成 15 年 3 月 31 日変更認可
平成 16 年 7 月 13 日変更認可
平成 18 年 3 月 7 日変更認可
平成 19 年 7 月 25 日変更認可

第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条 この法人は、社団法人岩手県農産物改良種苗センター(以下「センター」という。)という。

(事 務 所)

第 2 条 センターは、事務所を岩手県奥州市江刺区愛宕字八日市 69 番 4 に置く。

(目 的)

第 3 条 センターは、農産物の改良を図るために優良種苗を一元的かつ安定的に生産供給を行うとともに、品質改善を推進して、市場性を高め、もって農家経済の安定向上に寄与することを目的とする。

(事 業)

第 4 条 センターは、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 主要農作物等の種苗の生産供給に関する事業
- (2) 園芸作物等の種苗の生産供給に関する事業
- (3) 産米の品質改善に関する事業
- (4) 麦、大豆、園芸作物等の品質改善に関する事業
- (5) 農産物の検査に関する事業
- (6) 農産物改良に必要な調査研究等に関する事業
- (7) その他このセンターの目的達成に必要な事業

第 2 章 会 員

(種 別)

第5条 センターの会員は、次の2種とする。

- (1) 正会員 岩手県、岩手県内の市町村、岩手県農業協同組合中央会、岩手県信用農業協同組合連合会、全国農業協同組合連合会岩手県本部、全国共済農業協同組合連合会岩手県本部及び岩手県内の農業協同組合で信用事業を行うもの。
- (2) 准会員 正会員以外の法人又は団体でセンターの目的に賛同して入会したもの。

(会 費)

第6条 正会員は、別に定める出資金(基本財産として拠出される会費をいう。以下同じ。)を納入しなければならない。ただし、岩手県農業協同組合中央会については、この限りではない。

2 准会員は、別に定める分担金(年会費をいう。)を納入しなければならない。

(入 会)

第7条 センターの会員になろうとするものは、別に定める入会申込書を理事長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

(変更届出)

第8条 会員である法人又は団体は、その名称、代表者等について変更があったときは、速やかにその旨を理事長に届け出なければならない。

(退 会)

第9条 会員は、センターを退会しようとするときは、退会の理由を付した退会届を理事長に提出しなければならない。

2 会員である法人又は団体が解散したときは、退会したものとみなす。

(除 名)

第10条 会員がセンターの名誉をき損し、又はセンター設立の趣旨に違反する行為をしたときは、総会において総会員の4分の3以上の議決により、これを除名することができる。

第3章 役 員

(種別及び選任)

第11条 センターに次の役員を置く。

- (1) 理 事 長 1名
- (2) 副理事長 2名
- (3) 理 事(理事長及び副理事長を含む。) 10名以上 13名以内
- (4) 監 事 2名以上 3名以内

2 必要があるときは、理事のうちから専務理事及び常務理事を置くことができる。

3 役員は、総会において正会員の役職員より選任する。ただし、理事のうち4名以内の者について学識経験者より、選任することができる。

- 4 理事長、副理事長、専務理事及び常務理事は、理事の互選とする。
- 5 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

(職 務)

第12条 理事長は、センターを代表し、会務を統括する。

- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき、又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ定める順位によりその職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を構成し、会務の執行を決定する。
- 4 専務理事及び常務理事は、理事長の命を受けて具体的な業務を掌理する。
- 5 監事は、民法第59条の職務を行う。

(任 期)

第13条 役員任期は、就任後3年以内の最終の決算期に関する通常総会の終了の時までとする。
ただし、補欠役員任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 役員は、再任されることができる。
- 3 役員は、辞任した場合又は任期満了の場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(解 任)

第14条 役員に役員としてふさわしくない行為があったときは、総会の議決により解任することができる。

第4章 会 議

(種 別)

第15条 センターの会議は、総会及び理事会の2種とし、総会は通常総会及び臨時総会とする。

(構 成)

第16条 総会は、会員をもって構成する。
2 理事会は、理事をもって構成する。

(権 能)

第17条 総会は、この定款に別に規定するもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 事業計画の決定に関する事項
- (2) 事業報告の承認に関する事項
- (3) 会費等に関する事項
- (4) 借入金の最高限度額に関する事項
- (5) 業務方法書に関する事項
- (6) その他理事会が必要と認めた事項

2 理事会は、この定款に別に規定するもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会の議決した事項の執行に関すること
- (2) 総会に付議すべき事項
- (3) 諸規定に関する事項
- (4) その他、総会の議決を要しない会務の執行に関すること

(開 催)

第 18 条 通常総会は、毎年 1 回、年度終了後 3 箇月以内に開催する。

- 2 臨時総会は、理事会が必要と認めるとき、又は総会員の 3 分の 1 以上若しくは監事から会議の目的たる事項を示して請求があったとき開催する。
- 3 理事会は、理事長が必要と認めるとき、又は理事の 3 分の 1 以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき開催する。

(招 集)

第 19 条 会議は、理事長が招集する。

- 2 総会を招集する場合は、会員に対し、会議の目的たる事項及びその内容並びに開催の日時及び場所を示して、少なくとも開催の日の 10 日前までに文書をもって通知しなければならない。

(議 長)

第 20 条 総会の議長は、その総会において、出席会員のうちから選任する。

- 2 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(定 足 数)

第 21 条 会議は、総会においては会員の、理事会においては理事の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。

(議 決)

第 22 条 総会の議事は、この定款に別に規定するもののほか、出席会員の過半数の同意を持って決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。この場合において、議長は、会員として議決に加わる権利を有しない。

- 2 理事会の議事は、出席理事の過半数の同意をもって決する。

(書面表決等)

第 23 条 やむを得ない理由のため会議に出席できない会員又は理事は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の構成員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、前 2 条の規定の適用については、出席したものとみなす。

(議 事 録)

第 24 条 会議の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 会議の日時及び場所
- (2) 会員又は理事の現在数

- (3) 会議に出席した会員の数又は理事の氏名(書面表決者及び表決委任者を含む。)
 - (4) 議決事項
 - (5) 議事の経過及び要領並びに発言者の発言要旨
 - (6) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及び出席した会員又は理事のうちからその会議において選出された議事録署名人 2 人以上が署名しなければならない。

第 5 章 資産及び会計

(資産の構成)

第 25 条 このセンターの資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 会 費
- (2) 資産から生じる収入
- (3) 事業に伴う収入
- (4) その他の収入

(資産の管理)

第 26 条 センターの資産は、理事長が管理し、その方法は次項に定めるもののほか、理事会の議決を経て別に定める。

- 2 資産のうち現金は、次に掲げる方法によって運用する。
- (1) 郵便官署への預金
 - (2) 理事会の議決を経て定めた金融機関への預金
 - (3) 国債、地方債その他理事会の議決を経て定めた有価証券の取得

(経費の支弁)

第 27 条 センターの経費は、出資金以外の資産をもって支弁する。

- 2 前項の規定にかかわらず、固定資産の取得に係る経費については、総会の議決を経て出資金をもって支弁することができる。

(予算及び決算)

第 28 条 理事長は、毎事業年度、収支予算の案を作成し、総会に提出しなければならない。

ただし、総会の議決前の予算の執行については、理事会の議決を経て、前年度の予算に準じて執行できるものとする。

- 2 前項の予算の執行は、これを当該年度の新たに成立した予算に基づいてなしたものとみなす。
- 3 収支決算は、年度終了後 3 箇月以内にその年度末における正味財産増減計算書、財産目録、貸借対照表及びキャッシュ・フロー計算書とともに監事の監査を経て総会の承認を得なければならない。

(会計年度)

第 29 条 センターの会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

第6章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第30条 この定款は、総会において、総会員の3分の2以上の同意を得、かつ、岩手県知事の認可を得なければ変更することができない。

(解散及び残余財産の処分)

第31条 センターは、民法第68条第1項第2号から4号まで及び同条第2項の規定により解散する。

2 総会の議決により解散する場合は、総会員の4分の3以上の同意を得なければならない。

3 解散のときに存する残余財産は、総会の議決により指定した者に対し、岩手県知事の許可を受けて帰属させるものとする。

第7章 事務局

(事務局)

第32条 センターの事務を処理するため事務局を置く。

2 事務局には、事務局長及び職員若干名を置く。

3 事務局長及び職員の任免は、理事長が行う。

4 前3項に定めるもののほか、事務局に関する事項は、別に定める。

第8章 補 則

(委 任)

第33条 この定款の施行について必要な事項は、理事会の議決を経て別に定める。

附 則

センターの設立当初の役員は、第11条第3項の規定にかかわらず別紙役員名簿のとおりとし、その任期は、第13条第1項の規定にかかわらず、設立許可のあった日から昭和56年3月31日までとする。

センターの設立初年度の事業計画及び収支予算は、第17条第1項第1号及び同条第2項第2号並びに第28条第1項の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。

センターの設立当初の会計年度は、第29条の規定にかかわらず、設立許可のあった日から昭和56年3月31日までとする。

附 則

1. この定款は知事の認可のあった日から施行する。認可(昭和59年5月18日)

2. この定款による改定後の定款の規定は、施行後はじめて行われる役員の選任について適用する。

3. 総会において選任すべき理事の数は、この定款施行の際、現に理事の職にある者については、その任期が終わるまでの間、なお従前の例による。

附 則

この定款変更は、知事の認可を得た日から効力を生ずる。認可（平成 15 年 3 月 31 日）

附 則

この定款変更は、知事の認可を得た日から効力を生ずる。認可（平成 16 年 7 月 13 日）

附 則

この定款変更は、知事の認可を得た日から効力を生ずる。認可（平成 18 年 3 月 7 日）

附 則

この定款変更は、知事の認可を得た日から効力を生ずる。認可（平成 19 年 7 月 25 日）

(附 属 書)

役員を選任内規

昭和 55 年 7 月 29 日制定

第 1 条 役員は総会の議決によって選任する。

第 2 条 役員を選任に関する議案は、理事長がこれを総会に提案する。

2 理事長は、役員を選任に関する議案を総会に提案するにあたり、別表に定める正会員の代表者で構成する推せん会議に諮り、推せん者を定めるものとする。

第 3 条 推せん会議は、前条第 2 項の規定により役員候補者を推せんしようとするときは、あらかじめその者の承諾を得ておかななければならない。

第 4 条 役員を選任に関する議案が総会において可決されたときは、理事長は直ちに役員を選任された者にその旨を通知し、これを受けた者は役員に就任するものとする。

別 表

推せん会議の構成

岩	手	県	農	林	水	産	部	長	
岩	手	県	市	長	会	々		長	
岩	手	県	町	村	会	々		長	
全国農業協同組合連合会岩手県本部運営委員会副会長									
岩	手	県	農	協	協	議	会	々	長